

令和6年3月11日
市立池田病院

食事提供調理業務業者の募集（公募型プロポーザル方式）要領

市立池田病院では、食事提供調理業務に係る委託契約を締結するに当たり、下記のとおり公募型プロポーザル方式で募集を行う。

1. 募集事項

(1) 業務名

市立池田病院食事提供調理業務

(2) 履行場所

池田市城南3丁目1番18号

(3) 委託事業の内容

「市立池田病院食事提供調理業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

令和6年10月1日～令和7年3月31日

ただし令和7年4月1日～令和9年9月30日までの随意契約を予定する。

(5) 最低制限価格

設定しない

(6) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

2. 参加資格要件

次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 令和5・6年度池田市入札参加資格の病院給食業務の登録者であり、令和7・8年度池田市入札参加資格においても同業務の審査申請を行う予定である者。

(2) 本件の公告の日から評価を行うための必要資料（以下「評価資料」という）提出までの間において、「池田市指名停止措置要綱」の規定に基づく指名停止措置を受けていない者。

(3) 委託業務をできなくなった場合の保証のため、日本メディカル給食協会又は上記1.(3)の条件を満たす者を本業務の代行者とする契約書等(受託業者と代行者の押印があるもの)の写しを提出できる者。

(4) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の10を満たす事業者であること。

(5) 令和6年1月1日現在で、近畿圏（大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・滋賀県）の病院で、300床以上の給食業務受託の実績がある者。

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という）をしていない者 又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかつた者とみなす。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は再生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法

第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は再生手続開始の申立てをされなかった者とみなす。

- (9)会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (10)平成12年3月31日以前に民事再生法附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- (11)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は暴力団員が実質的に経営に参加していない者であること。

3. 参加資格確認申請に関する事項

- (1)参加しようとするものは、所定の期日までに次に掲げる申請書類(以下「申請書等」という)を提出しなければならない。
- ①市立池田病院食事提供調理業務募集参加資格審査申請書 (様式1)
- ②2.(5)にあげた業務の実績が確認できる契約書の写し
- (2)申請書等は、提出期限までに提出場所に持参し提出しなければならない。

4. 申請書等の提出に関する事項

- (1)提出期間
令和6年3月11日(月)～令和6年3月29日(金)(土曜、日曜、祝祭日を除く)
午前9時から午後5時まで
- (2)提出場所
池田市城南3丁目1番18号 市立池田病院 事務局 総務課(本館2階)

5. 現地見学会

下記の日時に現地見学会を開催する。参加は希望者のみ(事前申込み不要)で、見学会への参加・不参加は以後の評価に一切影響しない。なお、見学会当日の質疑には応じないため、質疑が生じた場合は質問書として期間内に提出すること。

令和6年3月18日(月) 午後13時20分 市立池田病院 会議室1(本館2階)

※1社につき最大2名までとし、出席者は次の物を持参すること。

持参物：名刺、マスク、(厨房入室用の)白衣・帽子・履物

※当日の資料配布は行わないため、必要に応じて仕様書等を印刷・持参すること。

※当日発熱等の症状が認められる場合は参加を認めないことがあるため、必ず事前に検温し発熱等がないことを確認するとともに、院内では常にマスクを着用すること。

6. 質問事項

- (1)委託業務等に関する質問事項がある場合は、次の通り別紙(様式2)により提出すること。
- ①提出期間
令和6年3月11日(月)～令和6年3月29日(金)(土曜、日曜、祝祭日を除く)
午前9時から午後5時まで
- ②提出場所
池田市城南3丁目1番18号 市立池田病院 事務局 総務課(本館2階)
- ③提出方法
原本を持参した後、データをメールにて提出すること。
- (2)質問に対する回答は令和6年4月2日(火)から令和6年4月12日(金)まで市立池田病院ホームページにて掲示する。

7. 評価資料の提出

参加しようとするものは、評価資料を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和6年3月11日(月)～令和6年4月18日(木)(土曜、日曜、祝祭日を除く)

午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

池田市城南3丁目1番18号 市立池田病院 事務局 総務課(本館2階)

(3) 提出物

①提案書(【別表 提案内容評価項目】参照)

- ・研修体制
- ・衛生管理状況
- ・財務状況
- ・現場へのバックアップ体制
- ・その他食事提供調理業務の提案に関すること

②当該業務への見積書(任意様式・見積金額は税抜かつ年額とすること)

③見積金額内訳書(様式3)

④食事提供調理業務人員配置予定表(様式4)

⑤過去3年度の収支が確認できる書類

(4) 提出部数

9部(A4紙ファイル等にとじること・1部以外は複写可)

(5) 提出方法

持参によるものとする。

8. 試食の実施

本業務について、提案書の他に試食を実施する。

(1) 実施日・時間については別途参加企業に通知する。

市立池田病院 会議室1(本館2階)

(2) 内容

試食は9名分の食事を用意する。メニューは減塩食(塩分量2g未満)とし、食単価300円(税抜)以内で作成すること。

ただし、市立池田病院内の厨房は使用不可のため、別場所で調理したものを市立池田病院へ持参すること。

9. プレゼンテーションの実施

本業務について、プレゼンテーションを実施する。プレゼンテーション内容は評価資料に基づくものとし、提案書でイメージをつかむことが難しい点や特にアピールしたい点等について説明を行うこと。ただし、評価資料提出後の追加変更は認められないため、プレゼンテーション当日における追加資料の配布等は不可とする。

(1) 実施日

令和6年5月14日(火) 午後 市立池田病院 会議室1(本館2階)

(2) スライドの投影については、プロジェクターは病院側で準備する。接続するPC等は参加者が用意すること。

(3) 時間はプレゼンテーション20分、質疑応答10分とする。

(4) プrezentationの順番は評価資料の提出順とし、各参加者の開始予定時刻については、個別にFAXにて通知する。

10. 契約の交渉権者の決定について

(1) 市立池田病院委託業務プロポーザル方式業者選定委員会(以下「選定委員会」という)において、各参加者の評価資料及びプレゼンテーション内容について、総合的に審査し評価点を算定する。

(2) 予定価格内の見積額を提案したもののうち、最高評価点獲得者を、第一交渉権者と

し、以降順次交渉権者を決定する。

ただし評価点が同一のものがあった場合は、見積価格の低いものを上位交渉権者とする。

選定終了後、各参加者に評価点及び順位を通知する。

11. 資格の喪失

次の各号に該当した参加者は選定委員会において審査の上プロポーザルを無効とする。また、契約締結の日までの間に、交渉権者が次の各号のいずれかに該当することが発覚した場合は、契約を締結しないことが出来る。この場合、市立池田病院は一切の損害賠償の責を負わない。

- (1) 参加資格要件に反するもの
- (2) 評価資料に虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 評価資料の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (4) 評価資料に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (5) 評価資料提出期限以降において、「池田市指名停止措置要綱」の規定に基づく指名停止措置を受けた場合
- (6) 本要領に違反または逸脱した場合
- (7) プレゼンテーションに正当な理由なく参加しなかった場合

12. 契約の締結

受託者は、この契約の締結と同時に、上記2. (3)に定める契約書等の写しを提出しなければならない。

13. その他

- (1) 一度提出した書類の書換え、引換えまたは撤回をすることは出来ない。
- (2) 提出した書類は、返却しない。
- (3) 参加者は、条件または内容の不明を理由として異議を申し立てることは出来ない。

14. 問い合わせ先

〒563-8510

池田市城南3丁目1番18号

市立池田病院 事務局 総務課 担当者 島野・梶浦・池上

電話 072-751-2881(内線5256)

FAX 072-754-6374

Eメール : b-somu@city.ikeda.osaka.jp